

内閣府こども家庭庁担当大臣 小倉 将信 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全日本民主医療機関連合会
会長 増田 剛



院内保育所充実に向けた要請書

貴職におかれましては国民の暮らしや福祉・医療のためにご尽力頂いていることに心より敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症が5類となり、経済活動を取り戻すべく行動制限が取り払われました。社会ではまるで感染拡大に終止符が打たれたかのような活動が始まったことから、医療機関に働く医療従事者は第9波への懸念が拭えず感染の再拡大や医療の逼迫が起こらぬように、不安を抱きながらもさらに奮闘しているところです。

院内保育所ではその医療従事者の就労を支えるために、ともに役割を果たすべく保育実践している自負がありますが、ほとんどの院内保育所において保育士の処遇をはじめとした保育の充実に関し他の認可保育所との格差が広がるばかりとなっています。

この度のこども家庭庁の『こども・子育て政策の強化について(試案)』の中には「保育の待機児が減少し」との表現がりましたが、医療を支えてきた院内保育所(認可外)で保育されている子どもや、国が推奨してきた企業主導型保育所創設前にすでに在園していた子どもたちは待機児としてカウントされないままとなり、国の保育認定の対象として認められていないのが現状です。しかしながら『こども・子育て政策の強化について(試案)』の案には「全ての家庭を対象とした保育の拡充」など盛り込まれており驚きを隠せません。まずは実際に親の就労のために認可基準を満たしている保育所で保育を受けているのに保育認定を受けられていない子どもが存在していることへの対策を早急に行って頂きたいと思えます。

子どもたちがどこに生まれどこで育っても、格差なく安心安全の質の高い保育環境が与えられることが私たちの願いです。『異次元の少子化対策』にはぜひ私たちの思いを取り入れて頂きたいと思えます。

つきましては下記の要請事項に具体的で誠意ある回答をお願いします。

記

1. 認可基準を満たしている院内保育所に対して、国がすすめている認可化移行事業を子どもに携わる各省庁と連携し積極的に進められるようにしてください。国としてすべての子どもたちが質の高い保育環境を受けられるようにして下さい。
2. 国として院内保育所を推奨していることから、院内保育所の子どもの命、育ちを守る為、都道府県の地域医療介護総合確保基金からの補助ではなく、ひとりひとりの子どもへの給付費となるようこども家庭庁と連携して検討して下さい。
 - ① 安全に院内保育所運営が出来るよう、運営費を抜本的に増額して下さい。
 - ② 医療を支える院内保育所の保育士の処遇改善のために保育士単価を増額して下さい。
 - ③ 看護体制維持のための24時間保育、休日保育、病児保育等の保育に対する加算を基本的な日中保育がなくても申請できるようにして下さい。
 - ④ 24時間に満たない夜間保育に対する加算を新設して下さい。
 - ⑤ 地域医療介護総合確保基金について都道府県の裁量で新たに新設した院内保育所に対する補助がありましたら示して下さい。
3. 企業主導型保育事業について
 - ① 2023年1月23日の交渉では「こども家庭庁のもとで、この事業を安定的に取り組みたい」との回答をいただきましたが、取りやめ、休止、取り消しの施設が増えています。安定的な取り組みについて具体的に示して下さい。
 - ② 創設前にすでに在園していた子どもたちを給付対象として下さい。
 - ③ 多様な働き方を支える保育の部分はきちんと子どもたちに対応できるように重点的に増額して下さい。
 - ④ 障害児加算については1名から対象としてください。
4. 認可基準を満たしている院内保育所の保育士には、認可保育所と同等の経験年数にあわせ処遇改善して下さい。また改定される配置基準に対応する院内保育所には、認可保育所と同等の加算を適応して下さい。
5. 認可基準を満たしていない院内保育所に対して、改定される保育士の配置基準を含め認可基準を満たすことができるように指導監督して下さい。

以上